

第二部 行動計画





第四章 行動計画



広島県の生物多様性地域戦略の基本理念である「**生物多様性がもたらす豊かな恵みを将来の世代に継承できる，人間と自然が共生する社会の実現**」のための3つの目標は，相互に関連しています。

目標1は生物多様性の重要性についての普及啓発と基盤整備に関するもの，目標2は生物多様性の保全に関するもの，目標3は生物多様性の持続可能な利用に関するものとなっていますが，これらの目標は相互に補完しあって，はじめて基本理念を達成することが可能となります（図4-1）。

県民が生物多様性の重要性を認識することにより生物多様性が保全され，その持続可能な利用につながる。生物多様性の恩恵を享受することにより重要性が更に認識され，更なる保全活動に対する動機付けになるという正の循環につながるよう取組を進めます。

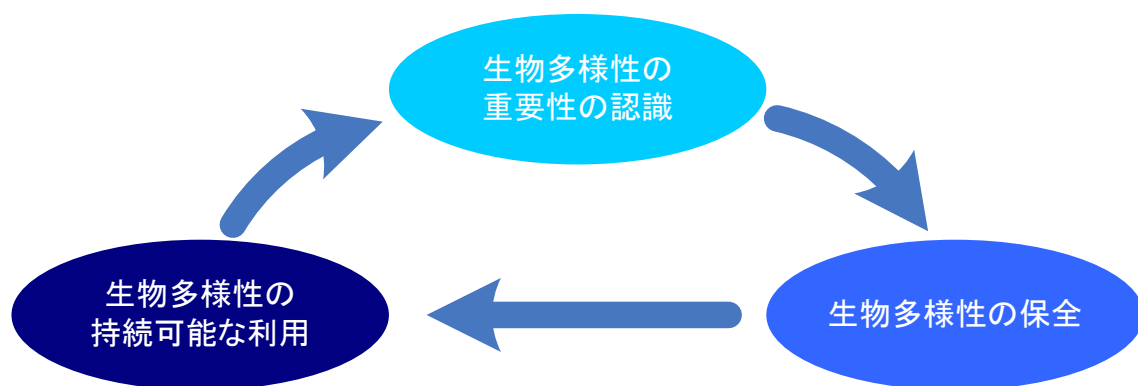


図4-1 行動計画のもとになる生物多様性と的重要性の認識

中長期的な3つの目標を達成するために戦略を策定し，戦略を実施するための5年間の短期的行動計画を策定します。また，目標の達成度を測るため，具体的な数値を上げておく必要があります。今回，各戦略ごとに指標項目を設け指標値を示すこととしました。

目標1 生物多様性の重要性を認識し、多様な主体の参画により保全活動する社会

生物多様性という言葉の意味を知っている人は、19.4%にとどまっており（平成24年6月内閣府調査）、私たちがその恩恵を受けながら生活していることや、その重要性についての県民の理解は不十分であると考えられます。

県民一人ひとりが生物多様性の重要性を認識していなければ、生物多様性の保全を図ることは困難です。

私たちの生活は健全な生物多様性の上に成り立っているということについての認識の浸透を図り、一人ひとりが生物多様性に配慮した生活を送り、多様な主体が生物多様性の保全に参画するための環境整備や体制作りに取り組みます。

県民の生物多様性の重要性の認識が深化することにより、多様な主体の保全活動への参画や協働が期待されます。生物多様性の重要性の認識を浸透させるため、自然とのふれあい増進や環境学習[※]等による普及啓発を推進します。また保全活動をより効果的に行うための戦略として、多様な主体のネットワーク化や保全活動のサポート体制、人材の育成を図ります(図4-2)。

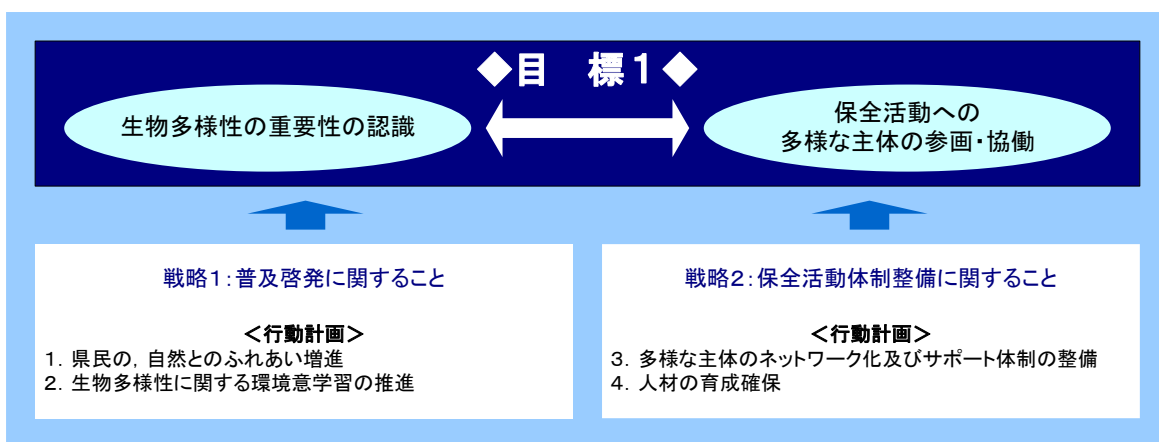


図4-2 目標1と戦略1, 2の関係

[※]環境学習：広島県環境学習基本方針では、自ら学ぶという視点を重視して、環境学習をも包括する意味で、「環境学習」という言葉を用いています。本戦略においても、これを継承し、「環境学習」の言葉を用いることとします。

戦略1 県民の生物多様性に関する理解を促進し、保護意識を醸成する

県民の生物多様性に関する理解を示す戦略の指標値として県民の生物多様性の理解度（アンケート調査による）及び自然観察会等への参加者数を挙げます（表 4-1）。

表 4-1 戦略1に関する指標値等

指標項目		現況値(H24年度)	指標値(H29年度)	所管
県民の生物多様性理解度		19.4% (内閣府調査)	40%	自然環境課
自然観察会等への参加者数	県が支援する団体が主催するもの	—	500名	自然環境課
	県が関与するもの	2,000人	3,000人	自然環境課

行動計画 1 生物多様性に関する理解の推進、自然とのふれあい増進

【対応課題：第一部第二章4（1）ア 生物多様性の重要性・必要性についての県民の認知度】

- 生物多様性の重要性を理解するためには、自然とのふれあい体験や自然の観察、又は保全活動を通して自然を知ることが効果的です。NPO等が開催する、県民を対象とした自然観察会や講習会、自然体験活動、保全活動を促進します。【新規】^{*} また、環境学習における体験学習フィールド拠点として広島県の野外レクリエーション施設等の活用を促進します。【継続】

【環境県民局自然環境課】

- 人々の身近に存在している河川は、人々の感性や情緒等を育む環境学習実践の場として優れた場所です。このため地元住民やNPO等の人々と協力しながら、川を生かした環境学習の一環として、河川における子供たちの体験活動の場を提供していきます。【継続】

【土木局道路河川管理課・河川課】

- 広島沿岸海岸保全基本計画等に基づき、子供たちが干潟や砂浜をフィールドに、そこに生息する生物等について学習や体験活動ができる場の整備を促進します。【継続】

【土木局河川課・港湾企画整備課、農林水産局水産課・農業基盤課】

^{*}【新規】：県として新たに取組む行動計画 【拡充】：県のこれまでの取組を拡充して継続するもの 【継続】：既に実施している県の取組を継続するもの

- 県民一人ひとりが生物多様性の重要性や恩恵について理解を高めるため、「環境の日」ひろしま大会等のイベントにおいて生物多様性に関する普及啓発を図るとともに、自然とのふれあいや体験に関する様々なイベントや自然保護活動、生物多様性に関する環境学習の情報を県民が入手できる体制を構築します。【継続】

【環境県民局県民活動課・環境政策課・自然環境課】

- 生物多様性の保全活動を行っている団体で、先導的又は独創的な活動等を行い、環境にやさしい地域づくりに顕著な功績のあった県民又は団体に対し、「ひろしま環境賞」等の表彰を行い、県民の環境保全に対する意識の高揚及び活動の促進を図ります。【継続】

【環境県民局環境政策課，自然環境課】

- ひろしまの森づくり事業により、住民団体やNPO等が行う森林・林業体験活動を支援し、森林の公益的機能や生物多様性の保全などについて学ぶ森林環境学習等の場を提供していきます。【継続】

【農林水産局森林保全課】

表 4-2 行動計画 1 に関する取組

取組	行政	NPO等, 専門家・研究機関	県民等
自然観察会や自然体験活動・保護活動の促進 野外レクリエーション施設の活用促進	・NPO等が開催する自然観察会や自然体験活動、保護活動の促進 ・野外レクリエーション施設の活用促進	県民を対象とした自然観察会や自然体験活動、保護活動の開催	自然観察会や自然体験活動、保護活動への参加
河川における子供たちの体験活動の充実	河川における子供たちの体験活動の充実		
干潟等における子供たちの学習活動の場等の整備	広島沿岸海岸保全基本計画に基づく整備促進		
自然とのふれあいや保護活動に関する情報の収集・発信	・県ホームページ「eco ひろしま」等による生物多様性に関する情報の発信体制の整備 ・「環境の日」ひろしま大会等のイベントを通じた普及啓発	活動内容・イベント等に関する情報発信	
表彰制度による生物多様性保全に関する意識の高揚及び活動の促進	・ひろしま環境賞表彰の実施 ・各種表彰制度への活動団体の推薦		

行動計画 2 生物多様性に関する環境学習の推進

【対応課題：第1部第二章4（1）ア 生物多様性の重要性・必要性についての県民の認知度】

- 小中学校における環境学習の実践に結びつく環境学習プログラムについて、生物多様性に係る分野の拡充を図ります。[拡充]

【環境県民局学事課・環境政策課・自然環境課，教育委員会】

表 4-3 行動計画 2 に関する取組

取組	行政	NPO等, 専門家・研究機関	県民等
環境学習プログラムにおける生物多様性にかかる分野の拡充	環境学習プログラムの作成，発信	環境学習プログラムの作成，実施への協力	

戦略2 多様な主体の参画と協働による生物多様性保全活動の体制を整備する

生物多様性保全に必要な取り組みは多岐にわたり、その推進主体も行政、地域住民、NPO法人、企業、専門家、県民などと多様です。

保全活動をより効果的に推進していくために、それぞれ主体の役割や得意分野を生かし、これらの主体と協働と連携を促進するための体制の整備に取り組みます。

戦略2の指標値として、広島県環境保全アドバイザーの生物分野登録者数とせとうち海援隊認定団体数を挙げます（表4-4）。

表4-4 戦略2に関する指標値等

指標項目	現況値(H24年度)	指標値(H29年度)	所管
広島県環境保全アドバイザーの生物分野登録者数	53名	増加を図る	環境政策課 自然環境課
せとうち海援隊認定団体数	33団体	増加を図る	環境保全課

行動計画 3 多様な主体の連携及び保全活動を支援する体制の整備

【対応課題：第1部第二章4（1）イ 行政や保護団体による取組の限界】

【対応課題：第1部第二章4（1）ウ 保護に関する相談窓口や情報提供体制の未整備】

- 県内のNPO等の活動を活性化し、情報交換や連携を推進するために、活動団体の把握を行うとともに、NPO等や野生生物保護推進員、専門家、研究者、行政機関等のネットワークの構築に取り組みます。【新規】

【環境県民局自然環境課】

- 保護活動に必要な野生生物の生息・生育情報や基礎資料の提供、科学的知識を持った専門家等による助言など、地域における保護活動をサポートする体制を整備します。【新規】

【環境県民局環境政策課、自然環境課】

- 海浜における環境保全活動（海浜清掃・美化及び海岸・干潟生物調査）を実施する団体等を「せとうち海援隊」として認定し、活動に対する支援を行います。【継続】

【環境県民局環境保全課】

表 4-5 行動計画 3 に関する取組み

取組	行政	NPO等, 専門家・研究機関	県民等
生物多様性の保全に係るNPO等のネットワーク構築	ネットワークの構築推進	ネットワークへの参画	
保全活動のサポート体制の整備	情報や助言等を提供できる体制整備	情報提供・共有, 助言	
海浜における環境保全活動の支援	せとうち海援隊の認定	せとうち海援隊への参画	保全活動への参加

行動計画 4 生物多様性に関する教育に関わる人材の育成・確保

【対応課題：第1部第二章4（1）ア生物多様性の重要性・必要性についての県民の認知度】

- 豊かな生物多様性を将来にわたって継承していくためには、次世代を担う子どもたちへの教育が重要です。このため、ひろしま環境大学*における生物多様性に関する講座の拡充を図り、地域における生物多様性の保全の教育ができる広島県環境保全アドバイザーを養成します。【拡充】

【環境県民局環境政策課・自然環境課】

表 4-6 行動計画 4 に関する取組

取組	行政	NPO等, 専門家・研究機関	県民等
生物多様性の保全について教育ができる人材の育成・確保	人材育成の促進	ひろしま環境大学の企画運営	

*ひろしま環境大学：県内の環境カウンセラー（環境省認定）が中心となって設立した「環境カウンセラーひろしま」において、環境に関するアドバイザーとして活躍できる人材を育成する講座

目標2 生物の多様性を把握し、豊かな生命のつながりを保全する社会

生物多様性の保全を図るためには、生物多様性の現状を知ることが必要です。生物多様性の状況を把握するために必要な体制を整備するとともにモニタリングを実施します。得られた情報を分析・評価することで保全対策を検証し、順応的管理を行います（図 4-3）。

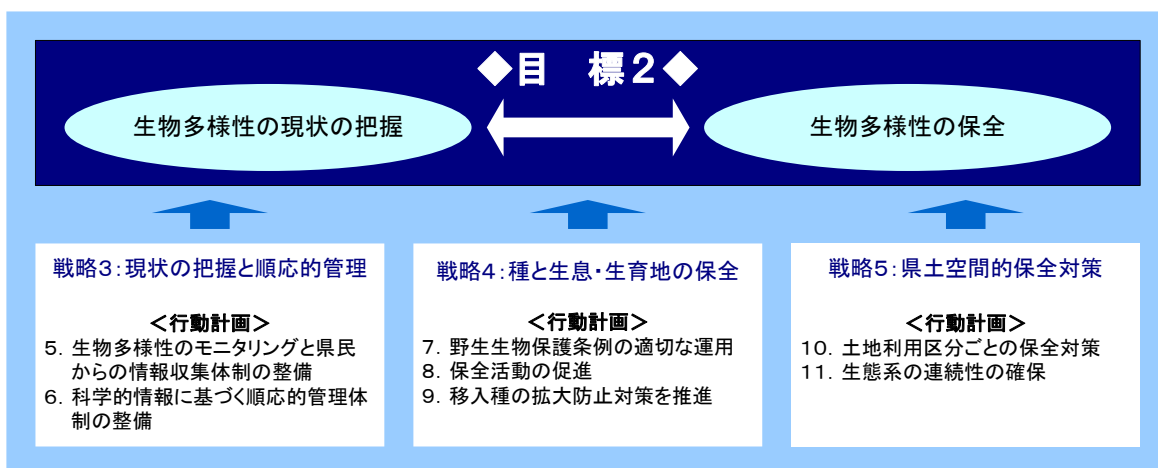


図 4-3 目標2と戦略3, 4及び5の関係

戦略3 生物多様性の状況を把握し、対策を立てる

生物多様性の状況を把握するためには、計画的な調査のほか、県民からの情報収集も重要であり、対策を立てるための基礎資料となるため、県民からの情報提供数を戦略3の指標値とします(表4-7)。また、県民からの情報提供数は県民の生物多様性への関心の高さを示す指標ともなります。

表4-7 戦略3に関する指標値等

指標項目	現況値(H24年度)	指標値(H29年度)	所管
県民からの情報提供数	—	100件	自然環境課

行動計画5 生物多様性の状況の把握

【対応課題 第1部第2章4(2)ア 生物多様性に関する情報不足】

- 生物多様性の状況を把握し、希少種の保護に必要な情報を得るため、野生生物の生息・生育状況、外来生物の分布状況や地球環境の変化の指標となる野生生物の生息・生育状況等を把握します。また、生態系サービスの状況についてのモニタリング方法を検討し、把握に努めます。収集した情報は、行動計画6の順応的管理のための情報とするほか、定期的に改訂するレッドデータブックの基礎資料として反映します。[新規]

【環境県民局自然環境課】

- 野生生物の生息・生育状況は年々変化しています。研究者や行政が実施する調査では情報量が限られているため、県民から寄せられる情報を活用することにより、より網羅的、継続的に県内の野生生物の生息・生育状況を把握することが可能となります。

希少野生生物、指標生物、外来生物、地球環境の変化による影響を受けていると思われる生物等の生息・生育状況について、県が県民から情報を収集し、専門家の意見を聞き評価した上で、発信する体制を構築します。[新規]

【環境県民局自然環境課】

表4-8 行動計画5に関する取組

取組	行政	NPO等, 専門家・研究機関	県民等
野生生物の生息・生育状況、生態系サービスの把握	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング ・分析・評価 ・モニタリング結果の公表 	情報提供, モニタリングへの協力	情報提供, モニタリングへの参加

行動計画 6 科学的情報に基づく順応的管理体制の整備

【対応課題 第1部第2章4(1)エ 科学的基盤の未整備】

- 生物多様性の保全対策をより効果的に実施するためには、実施した施策の結果についてモニタリングを実施し、効果を検証することが必要です。行動計画5の野生生物の生息・生育状況や生態系サービスの状況調査結果及び収集された情報により保全対策を評価し、保全計画を見直すという順応的管理を実施する体制を整備します(図4-4)。**[新規]**

【環境県民局自然環境課】

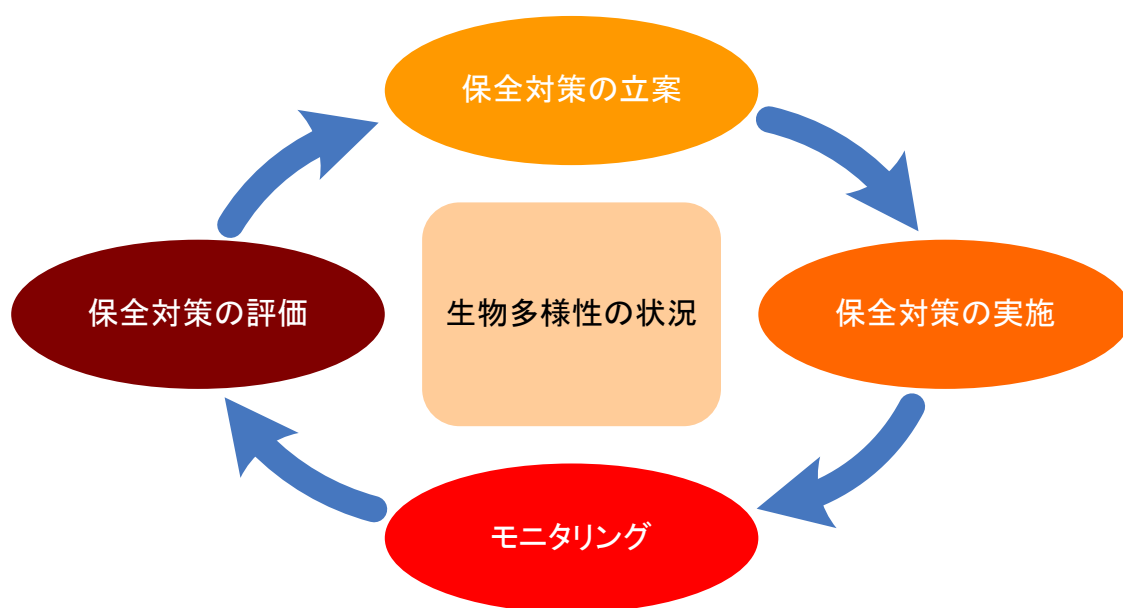


図4-4 行動計画6を実施するためのPDCAサイクル

表4-9 行動計画6に関する取組

取組	行政	NPO等, 専門家・研究機関	県民等
生物多様性の保全の順応的管理の実施	順応的管理体制の整備	分析・評価等による協力	情報提供等によるモニタリングへの参加

戦略4 絶滅のおそれのある野生生物や重要な生態系を保全する

生態系は様々な野生生物の種が互いに関係を持ちながら成り立っており、生態系の構成要素である一つの種が欠けると他の種にも影響を及ぼします。種の絶滅を回避するための取組はその種の固有の遺伝子を保護するためのみならず、その種が構成要素となっている生態系を保全する上でも重要です。

また、ミヤジマトンボやヒョウモンモドキなど、国内では広島でしか生息が確認されていない種も見られます。これらの種の保護を図ることも県民の責務といえます。

表 4-10 戦略4に関する指標値等

指標項目	現況値(H24年度)	指標値(H29年度)	所管
指定野生生物種 11 種の絶滅回避 (RDB カテゴリーのランクダウンなどによる)	1 種	3 種	自然環境課
地域保全活動(絶滅危惧種)	10 種	15 種	自然環境課

行動計画 7 絶滅のおそれのある種の保護

【対応課題 第1部第2章4(2)イ(ア) 絶滅のおそれのある野生生物の違法採集・盗掘、生息・生育地の脆弱性】

- 捕獲採取により絶滅のおそれのある野生生物の保護を図るため、戦略3の調査結果に基づき、広島県野生生物の種の保護に関する条例の指定野生生物の見直し、保護区の指定等、現状に即した適切な運用を図ります。【拡充】

【環境県民局自然環境課】

- ミヤジマトンボ等、自然の生息地が脆弱な種については、研究機関等による生息域外保全を実施し、生息地の壊滅による種の絶滅のリスク分散を図ります。【継続】

【環境県民局自然環境課】

表 4-11 行動計画7に関する取組

取組	行政	NPO等, 専門家・研究機関	県民等
野生生物保護条例の適切な運用	指定種の見直し 保護区の指定 保護管理計画の実施	生息・生育状況の把握、情報提供など	条例の遵守

行動計画 8 重要な生息・生育地の保全及び再生

【対応課題 第1部第2章4(2)イ(イ) 里地・里山の管理不足による遷移の進行】

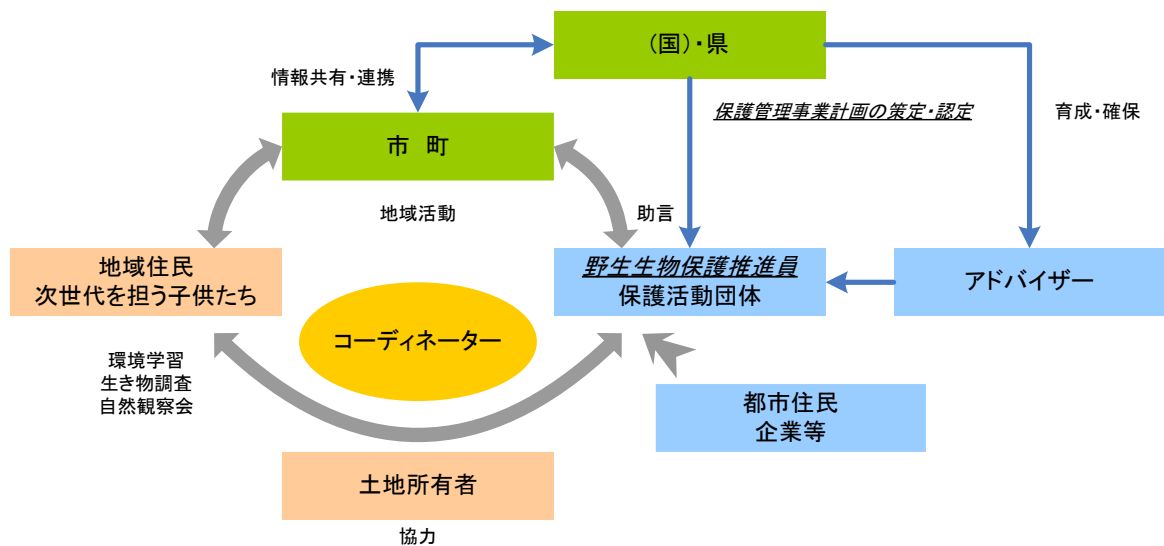
里地・里山，ため池，草原等，人の管理によって維持されてきた二次的自然の地域にはホットスポットと呼ばれる希少種を含む多種多様な生物が集中して生息・生育する場所が多数存在しています。希少種を保護するためには地域における里山等の保全管理の取組が必要となりますが，過疎高齢化等により，地域住民だけでは里山等の保全に取り組むことは困難な地域もあります。このような地域では，地域の特性に応じた効果的な里山等の利用や保全管理の仕組みづくりを進める必要があります（図4-5,表4-12参照）。

例えば，都市住民によるボランティアやNPO等，企業などの多様な主体が保全活動に参画できる体制を構築することも一つの方法です。

国内希少野生生物種に指定されているヒョウモンモドキについては，ヒョウモンモドキ保全地域協議会において，地域とボランティア等をつなげ，活動を適切に推進するコーディネーターを始め関係機関の協力により，ヒョウモンモドキの保全活動に取り組んでいます。

- コーディネーターを核として様々な主体が連携して重要な生息・生育地の保全を実施するため，次のイメージ図のような体制作りを促進します。【新規】

【環境県民局自然環境課】



※下線斜字部分は保護対象種が法令指定種等に該当する場合に必要な応じて実施

図4-5 行動計画8に関する取組みのイメージ図

表 4-12 行動計画 8 に関する取組

保護活動団体	生息・生育地の管理，巡回，生きもの調査，自然観察会の開催等
県	①調査・・・定期的に調査を実施し，その結果を条例に基づく野生生物保護区の指定又は解除等条例の適正な運用に活用 ②保護管理事業計画の策定・認定（法令指定種に限る） ③アドバイザーの紹介 ④野生生物保護推進員の任命
市 町	①県と連携した，住民，事業者，民間団体等が行う活動への助言，情報提供等 ②保護管理活動団体と地域の小学校等との連携した活動のコーディネート ③アドバイザーの紹介
専門家	アドバイザーとして活動に助言
土地所有者	保護管理活動への協力

【参考】平成 22 年度広島県生物多様性保全推進検討会において，保全活動が継続的に行われている団体の共通点として，次の点が挙げられている。

- 活動の核となるコーディネーターがいる。
- 活動にアドバイスできる専門家がいる。
- 地域の理解（協力）が得られている。
- 活動に子供たちが参加している（生きもの調査など，地元小学校との連携した活動を推進）

- 過去に失われた自然を積極的に取り戻すことを通じて生態系の健全性を回復することを目的として，平成 19 年度から平成 21 年度に西中国山地国定公園内の霧ヶ谷湿原において自然再生事業が実施されました。この事業により再生された湿原において，八幡湿原自然再生協議会と連携し，順応的管理を行います。[継続]

【環境県民局自然環境課】

表 4-13 行動計画 8 に関する取組

取組	行政	NPO等， 専門家・研究機関	県民等
保全活動の促進	保全活動の促進 【自然環境課】	保全活動への参画	保全活動への参加
自然再生事業地の管理	順応的管理への参画 【自然環境課】	順応的管理の実施 【協議会】	

行動計画 9 外来生物の分布拡大防止

【対応課題 第1部第2章4(2)イ(ウ) 外来生物の分布拡大】

- 外来生物が繁殖することにより、在来種が駆逐され、生態系は攪乱を受けます。また国内でも、他の地域から個体を移入することにより（国内外来生物）、地域固有の遺伝子が攪乱されるおそれがあります。このような外来生物に対する認識不足から、ペット等を不用意に野外に放したり、他の地域の個体群を移入して生態系や地域個体群の遺伝子を攪乱したりすること等のないよう、外来生物の問題について普及啓発を行います。【新規】

【環境県民局自然環境課】

- 特定外来生物の分布拡大を防止するため、市町の実施する初期防除の促進に取り組みます。【継続】

【環境県民局自然環境課】

表 4-14 行動計画9に関する取組

取組	行政	NPO等, 専門家・研究機関	県民等
外来生物の分布拡散防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外来生物についての普及啓発 ・ 特定外来生物初期防除事業による侵入初期の特定外来生物の分布域の拡大防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民に対する普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 貢献事例の取組

戦略5 生物多様性に配慮した土地利用を図る

生態系のタイプと土地の利用状況に応じて求められる保全対策は異なります。土地利用区分ごとの保全方針を示すとともに、生物回廊や踏み石ビオトープなど、生態系の連続性を考慮した県土レベルの生態系ネットワークの形成を図ります。

保護と利用を図るべき地域として自然公園等の面積、里山対策として地域資源保全活用事業の実施箇所数、海域における対策としても場・干潟の造成改良面積を戦略5の指標値とします(表4-15)。

表4-15 戦略5に関する指標値等

指標項目	現況値(H24年度)	指標値(H29年度)	所管
県自然環境保全地域面積 緑地環境保全地域面積 自然公園面積	40,725ha	現状維持	自然環境課
【里山林対策】 地域資源保全活用事業*の実施箇所	5カ所	25カ所(H27)	森林保全課
藻場・干潟の造成改良面積	7.4ha (H18~H22)	8.5ha (H23~H27)	水産課

*「ひろしまの森づくり事業」のメニュー

行動計画 10 土地利用区分ごとの保全

【対応課題 第1部第2章4(2)ウ 土地利用区分ごとの保全の課題】

ア 原生的な自然環境

自然性の高い森林等については、ツキノワグマ等の大型哺乳類、クマタカ等の大型猛禽類等、希少な動植物が将来にわたって生息・生育して行くためのコアエリアとして位置付けるとともに、生態系や種の保護に配慮しつつ、自然休養や環境学習の場としての適正な利用を図ります。

- 既設の保護区を核として開発や捕獲採取の規制を中心とした保全を行うとともに、自然公園や野外レクリエーション施設となっている地域では施設の整備・管理を通じた適切な利用と保全との調和を図ります。【継続】

【環境県民局自然環境課】

表 4-16 行動計画 10アに関する取組

取組	行政	NPO等, 専門家・研究機関	県民等
原生的な自然環境の保全	自然公園法等に基づく保護区を核とした開発行為や捕獲採取に係る規制の適正な実施	環境学習の場等としての適切な利用	自然公園等の自然休養や学習の場として適切な利用

イ 農地, 人工林

- 県内で行う農業農村整備事業等については、可能な限り環境への負荷や影響を回避・低減し、人と農の営みと自然環境との調和に配慮します。[継続]

【農林水産局農業基盤課】

- 「持続的な林業」を確立し、林業経営による森林整備を拡大するとともに、林業経営が難しい森林では、多くの県民が森林に関心を寄せ、多様な主体が参加する森林整備活動等を拡大することに取り組み、森林の多面的機能の維持発揮を図ります。併せて、公共建築物の木造化や木造住宅への県産材の利用拡大等、県産材を最大限利用する仕組みを作ります。[継続]

【農林水産局林業課】

表 4-17 行動計画 10イに関する取組

取組	行政	NPO等, 専門家・研究機関	農業者・林業者
人と農の営みと自然環境との調和	農業農村整備事業等における自然環境との調和に配慮	持続可能な農業への取組・研究など	貢献事例の取組
持続的な林業の確立	2020 広島県農林水産業チャレンジプランに基づく、森林資源の循環利用の促進	持続的な林業に関する調査・研究	貢献事例の取組

ウ 里地・里山, 草原, 湿地, ため池

これらの二次的自然には多様な野生生物が集中して生息・生育するホットスポットと呼ばれる場所が多数存在していますが、このような生息・生育地は、人が管理を行わなければ遷移が進行し、希少種が生息・生育することができなくなります。また、里山は手入れすることにより、人と野生動物との緩衝地帯として機能します。二次的自然は、人が継続的に管理していく必要があります。

- 行動計画 8 による保全活動を促進するための支援を行います。(再掲)

【環境県民局自然環境課】

- ひろしまの森づくり事業により、住民団体やNPO等が行なう里山林の保全活動や県産材の利用を支援し、里山林の整備等を促進します。[継続]

【農林水産局森林保全課】

表 4-18 行動計画 10ウに関する取組

取組	行政	NPO等, 専門家・研究機関	県民等
ホットスポットの保全・管理	保全活動の促進 (行動計画7の再掲) 【自然環境課】	保全活動の実施 保全活動への参画	保全活動への参加
里山林の整備	ひろしまの森づくり事業の実施による里山林の整備促進	ひろしまの森づくり事業の活用による里山の整備	保全活動への参加

エ 都市

- 広島県自然環境保全条例に基づく緑地環境保全地域の指定や、広島県環境基本計画に掲げられている住区基幹公園・都市基幹公園等の整備、風致地区・特別緑地保全地区の指定、街路樹の植栽、法面の自然植生の回復等により、まちのみどりを保全・推進することにより、都市における緑地による踏み石ビオトープの形成など生態系ネットワークの構築を図ります。[継続]

【土木局都市計画課・下水道公園課，環境県民局自然環境課】

表 4-19 行動計画 10エに関する取組

取組	行政	NPO等, 専門家・研究機関	県民等
都市における緑地による生態系ネットワークの形成	都市計画区域マスタープラン等に基づく緑地の保全 緑地環境保全地域の保全		貢献事例の取組

オ 河川

- 地元住民やNPO等の人々と協力しながら、川を生かした環境学習の一環として、河川における子供たちの体験活動の場を提供していきます。(再掲) [継続]

【土木局道路河川管理課・河川課】

- ひろしま川づくり実施計画 2011 に基づき、周辺の開発等により悪化した河川底質の改善や、河川が持つ生物の生息環境や河川景観を保全・創出するため、「多自然川

づくり※」に取り組みます。【継続】

【土木局河川課】

- ひろしま川づくり実施計画 2011 に基づき、ダムを整備と適確な運用・管理により、河川に生息・生育する魚や植物、景観や水質の維持等、河川環境の保全と水資源の適正管理に努めます。【継続】

【土木局河川課】

表 4-20 行動計画 10 才に関する取組

取組	行政	NPO等, 専門家・研究機関	県民等
河川における体験活動の充実を図る	河川における子供たちの体験活動の充実	河川における子供たちの体験活動の充実	・河川への家庭汚水の排水の削減 ・河川における自然体験活動への参加（親子とも）

カ 干潟, 里海(瀬戸内海)

- 漁場生産力の基盤となる藻場や干潟の造成等を推進し、漁業資源が増大する環境づくりを図ります。【継続】

【農林水産局水産課】

- 広島沿岸海岸保全基本計画等に基づき、様々な生物が生息する豊かで多様な海辺の自然環境について、現状の海岸環境（生態系・景観など）の保全に努めるとともに、必要に応じて様々な生物の生息域、干潟や砂浜等の海岸環境の回復に努めます。【継続】

【土木局河川課・港湾企画整備課，農林水産局水産課・農業基盤課，環境県民局環境保全課】

- 広島沿岸海岸保全基本計画等に基づき、生物の生息環境に悪影響を及ぼす水質の悪化や海底の汚泥堆積を改善するため、関係機関が連携して、海水・海域の浄化に努めます。【継続】

【土木局河川課・港湾企画整備課，農林水産局水産課・農業基盤課，環境県民局環境保全課】

- 広島沿岸海岸保全基本計画等に基づき、海岸のゴミ対策や清掃などの美化をはじめとした海岸環境の保全活動に、行政と地域住民が一体となった取組を推進します。【継続】

※多自然川づくり：多自然川づくりとは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出することです（ひろしま川づくり実施計画 2011）。

【土木局河川課・港湾企画整備課，農林水産局水産課・農業基盤課，環境県民局環境保全課】

- 水産資源を持続的に利用できるよう，市町・漁業者との連携により，水産資源の増大と管理が一体となった利用体制を構築し，効率的な水産資源の維持増大を図るとともに，漁業者の生物多様性に対する意識を高めます。【継続】

【農林水産局水産課】

表 4-21 行動計画 10カに関する取組

取組	行政	NPO等, 専門家・研究機関	県民等
漁業資源が増大する環境づくり	藻場・干潟の造成等の促進		
海岸環境の保全・回復	広島県沿岸海岸保全基本計画等に基づく海岸環境の保全・回復の推進		
海水・海域の浄化	・広島県沿岸海岸保全基本計画等に基づく海水・海域の浄化の推進 ・海岸環境の保全活動の推進	海岸環境保全活動の実施・参画	海岸環境保全活動への参加

行動計画 11 生態系の連続性の確保のための関連施策の相互連携

【対応課題 第1部第2章4(2)エ 生態系の連続性の確保の必要性】

- 森林，農地，河川，公園緑地，海岸，（海域）などにおいて，各種事業実施に係る貢献事例等に基づき，生息・生育地の保全・再生・創出や，水路や道路などの人工構造物の改良による生物の移動経路の確保に努めます。【継続】

【関係所管課】

- 森・川・海等の生態系の連続性を確保するため，必要に応じて関係者相互の連携を図ります。【継続】

【関係所管課】

- ダムや堰が魚類に与える影響を低減するために，ダムについては建設時にダム下流への魚類への影響が少なくなるよう検討を行ってから供用するとともに，堰については建設時や改修時に可能な限り魚道を設置し，魚類への影響の低減を図ります。【継続】

【土木局河川課】

表 4-22 行動計画 1 1 に関する取組

取組	行政	NPO等, 専門家・研究機関	県民等
生物の移動経路の確保	貢献事例等に基づく工 事の施工 【事業担当部署】	工法の研究 工事についてのア ドバイス	
ダム等が魚類に与える影響の軽 減	ダム等建設時における 魚類への影響軽減		

目標3 生物多様性がもたらす恵みを将来の世代にわたって分かち合う社会

県民が生物多様性の恵みを実感することで生物多様性の重要性を認識し、生物多様性の保全に対する理解を浸透させることに繋がります。

生物多様性の恵みを将来の世代に渡って享受していくためには、適正な管理と利用が重要となります。著しく増加している一部の鳥獣等の適正管理を推進するとともに、農林水産業等における生物多様性の保全に配慮した利用の促進及び自然公園等における生物多様性の保全と利用の調和、生物多様性の恩恵の再評価を図ります(図 4-6)。

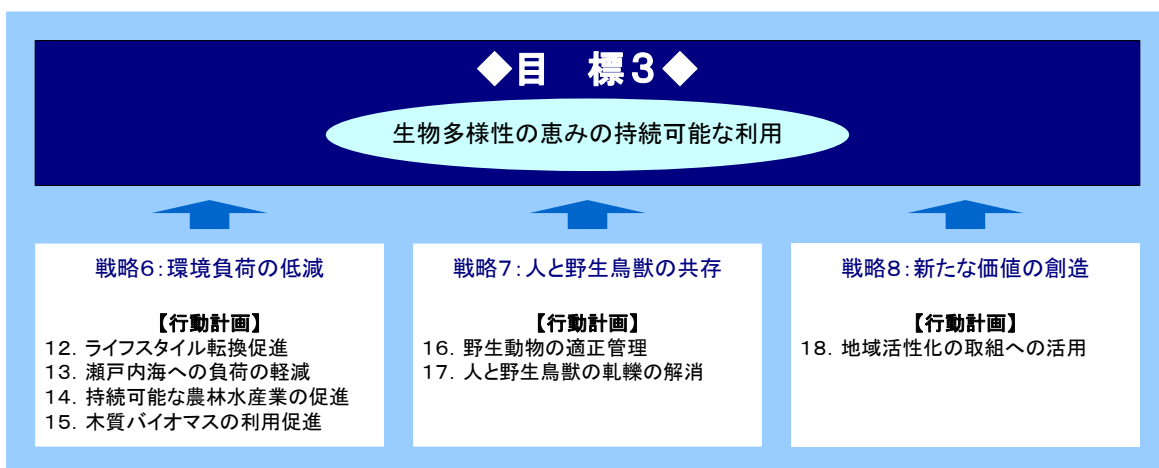


図 4-6 目標 3 と戦略 6, 7 及び 8 の関係

戦略6 環境負荷を抑え、生物多様性の恩恵の持続可能な利用を図る

環境負荷を抑え、持続可能な利用を図るためには、県民一人ひとりの消費行動や交通行動を生物多様性への負荷が少ないものとする必要があります。県民の生物多様性の理解度がその指標となると考えられます。また、広島県水質総量削減計画に係る目標量（化学的酸素要求量）の達成度を指標とすることにします（表 4-22）。

表 4-22 戦略6に関する指標値等

指標項目	現況値(H24年度)	指標値(H29年度)	所管
県民の生物多様性理解度【再掲】	19.4% (内閣府調査)	40%	自然環境課
広島県水質総量削減計画に係る目標量(化学的酸素要求量)の達成	52 t/日 (H22)	53t/日 (H26)	環境保全課

行動計画 12 生物多様性に配慮したライフスタイル転換の促進

【対応課題：第1部第二章4（3）ア 人の営みの生態系への負荷の軽減】

- 私たちの日常生活や社会経済活動は、様々な形で環境や生態系に負荷を与えています。県民一人ひとりの行動を生物多様性の保全に結びつけていくために、一人ひとりの消費行動や交通行動などを生物多様性への負荷が少ないライフスタイルに転換させる必要があります。第五章5「各主体が生物多様性に貢献できる取組の事例」に基づき、その取組を促進します。[新規]

【環境県民局自然環境課】

行動計画 13 瀬戸内海に流入する負荷量の削減

【対応課題：第1部第二章4（3）ア 人の営みの生態系への負荷の軽減】

- 「広島県水質総量削減計画」に基づき、生活排水対策等環境負荷対策を推進し、瀬戸内海への負荷量の削減を図ります。[継続]

【環境県民局環境保全課】

表 4-23 行動計画 12, 13 に関する取組

取組	行政	NPO等, 専門家・研究機関	県民等
ライフスタイルの転換促進	ライフスタイルの転換促進	生物多様性に配慮したライフスタイルに関する調査研究など	第2章1の役割を果たす 貢献事例の取組
瀬戸内海への負荷量の削減	広島県水質総量削減計画に基づく生活排水対策等の推進		家庭から排出する汚水の削減

行動計画 14 持続可能な農林水産業の促進

【対応課題 第1部第2章4(3)ア 人の営みの生態系への負荷の軽減】

- 「広島県環境にやさしい農業推進方針」に基づき、農業のもつ自然循環機能を活かし、環境負荷の低減に配慮した農業を推進します。【継続】

【農林水産業者，農林水産局農業販売戦略課】

表 4-24 行動計画 14 に関する取組

取組	行政	NPO等, 専門家・研究機関	農業者
環境への負荷を軽減した持続可能な農業への取り組み	広島県環境にやさしい農業推進方針に基づく事業の推進	持続可能な農業に関する試験・研究	第2章1の役割を果たす 貢献事例の取組

行動計画 15 木質バイオマスの利用の促進

【対応課題 第1部第2章4(3)ア 人の営みの生態系への負荷の軽減】

- 木質バイオマスの利用は、地球温暖化防止に繋がるとともに、森林整備を通じて生物多様性の保全にも寄与します。
製材工場の残材や住宅の解体材などに比べ、活用が進んでいない林地残材^{*}の有効利用等、未利用の木質資源の利用拡大を図る取組を推進します。【継続】

【農林水産局林業課】

- 適正な森林資源管理を推進します。【継続】

【農林水産局林業課，森林保全課】

^{*}林地残材：伐採後、搬出されなかった木材

表 4-25 行動計画 15 に関する取組

取組	行政	NPO等, 専門家・研究機関	県民等
木質バイオマスの 利用促進	木質バイオマスの利用促進	木質バイオマスの利用促進に 関する研究, 普及	バイオマスエネ ルギーの利用
適正な森林資源管 理の推進	森林資源を循環利用する林 業経営モデルの構築	企業等による「カーボンオフセ ット・クレジット」の購入等	次世代の木材を育 てる林業経営実践

戦略7 人と野生鳥獣の調和的共存を図る

野生鳥獣は生態系の構成要素であるとともに、古くからその肉や毛皮・皮革を得るための狩猟資源として利用されてきました。一方、農耕が始まって以来、農作物を野生鳥獣から守るための対策も欠かすことができませんでした。

生態系や生活環境、農林水産業への被害防止を防止し、人と野生鳥獣の棲み分けを進め、野生鳥獣を適正に管理することで狩猟資源の持続可能な利用を図ります。

鳥獣の適正管理の担い手である狩猟免許所持者数および特定鳥獣保護管理計画に基づく個体調整数（捕獲数）を指標値とします（表 4-26）。

表 4-26 戦略7に関する指標値等

指標項目	現況値	指標値(H28年度)	所管
狩猟免許所持者数の確保	3,848人(H22年度)	現状維持	自然環境課
特定鳥獣保護管理計画に基づく特定鳥獣の個体数調整(捕獲数)	イノシシ 22,714頭 (H23年度)	20,000頭以上 (捕獲圧を維持する)	自然環境課
	ニホンジカ 6,685頭 (H23年度)	8,000頭以上 (生息数を平成29年度までに半減する)	
	ツキノワグマ 16頭 (H23年度, 広島, 山口, 島根の3県合計)	78頭以内 (生息数を維持するための捕獲可能数)	

行動計画 16 野生鳥獣の適正管理

【対応課題 第1部第2章4(3)イ 野生鳥獣との軋轢の解消】

- 県内で個体数が著しく増加し、農林水産業等との軋轢が生じているイノシシ、ニホンジカ及び地域個体群の絶滅のおそれのあるツキノワグマについて、生息状況調査等に基づき特定鳥獣保護管理計画を策定し、これに基づき長期的な視点から行政機関が狩猟者の協力を得ながら個体数の管理を行います。特にニホンジカについては、希少植物や生態系保護の観点からも適正密度となるよう管理をします。広域的に移動するカワウについては、広域的な連携のもとで適切な個体数管理について検討を進めます。また、科学的な管理を行うために必要なモニタリングの強化や担当者の専門性の向上を図ります。[継続]

【環境県民局自然環境課】

- 鳥獣の保護管理体制を維持するため、捕獲の担い手となるべき、一定の捕獲技術を持った狩猟者の確保、育成を図るとともに狩猟制度を適正に運用します。[継続]

【環境県民局自然環境課】

表 4-27 行動計画 16 に関する取組

取組	行政	NPO等, 専門家・研究機関	県民等
野生鳥獣の個体数管理の担い手の育成・確保	狩猟者の確保・育成	野生鳥獣の管理手法の研究	狩猟者や有害鳥獣駆除活動への理解

行動計画 17 人と野生鳥獣の軋轢の解消

【対応課題 第1部第2章4(3)イ 野生鳥獣との軋轢の解消】

- 西中国山地のツキノワグマについては、環境省のレッドデータブックで絶滅のおそれのある地域個体群として選定されていますが、年に数件の人身被害が発生することもあり、保護対策だけでなく、生息域の住民の安全・安心対策が必要です。また、ツキノワグマの保護管理について地域住民の理解を得るためにも、ツキノワグマによる人身被害を回避するための取り組みが不可欠であり、特定鳥獣保護管理計画に基づき、山口県、島根県及び県内の市町と連携し、次の取組を実施し、適正な管理を行います。【継続】

- ・ クマの人里への定着を防止するためクマレンジャーによるパトロールの実施
- ・ 問題グマの除去及び捕獲したクマの管理（処分個体からのデータ収集，放獣個体の再発防止措置）
- ・ 人身被害防止のための小学生を対象とした学習会等の普及啓発
- ・ クマの生息地においては、クマの食物となる柿や栗のトタン巻き，見通しの悪い藪の伐採など，クマを人里に接近させないための対策の周知。

【環境県民局自然環境課】

- 集落ぐるみで、収穫残渣やヒコバエ等が野生鳥獣のエサとならないようにするため、鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりに取り組むなど、集落における野生鳥獣による農産物への被害防止対策を推進します。【継続】

【農林水産局農業技術課】

表 4-28 行動計画 17 に関する取組

取組	行政	NPO等, 専門家・研究機関	県民等
ツキノワグマの管理	特定鳥獣保護管理計画に基づく管理	ツキノワグマ対策への取組，研究	ツキノワグマの人里への接近防止対策の実施
野生鳥獣による農産物への被害防止	集落ぐるみで取り組む鳥獣被害対策の推進	鳥獣被害対策への取組，研究	集落ぐるみで取り組む鳥獣被害対策の実施

戦略8 生物多様性の恵みを再評価し、新たな価値を創造する

レッドデータブックひろしま1995及び2003で絶滅危惧Ⅰ類として選定されたブッポウソウ（鳥類）は、旧作木村など広島県北部を中心にほぼ県内全域で、専門家の指導のもと、地域住民や保護活動団体等による巣箱かけなどの地道な保護活動により個体数が増加し、日本最大の繁殖飛来地となりました。そのため、レッドデータブックひろしま2011年版では、危険度のランクが絶滅危惧Ⅱ類に下がりました。同時に、過疎高齢化の進み、一人暮らしの高齢者が多かった作木地区では、保全活動を通じた交流が生まれ、地域社会の活性化にも寄与しています。このように、生物多様性の保全が利用に繋がるような取り組みを促進します。

戦略8では生物多様性を活用した地域活性化の取り組みの促進数を戦略達成の指標値とします（表4-29）。

表4-29 戦略8に関する指標値等

指標項目	現況値(H24年度)	指標値(H29年度)	所管
生物多様性を活用した地域活性化の取組の促進 (イベントの後援, 事例のPR等)	—	5件 (5年間)	自然環境課

行動計画 18 生物多様性を活かした地域活性化への取組の促進

【対応課題 第1部第2章4(3)ウ 生物多様性の恵みを保全に繋げること】

- 自然再生事業を実施した霧ヶ谷湿原等において、関係機関の連携の下、エコツーリズムや環境学習への活用の促進、生物多様性の利活用による収益が保全のための資金となる仕組みの構築や楽しめる行事の再構築などを通して、地域経済の発展や都市域との交流に貢献します。【継続】

【環境県民局自然環境課】

- 生物多様性の恵みを活用した地域の取組として、ブッポウソウの巣箱かけ、世羅町のダルマガエル米や御調町のゲンゴロウ米など、生物の保全活動を通じた地域社会の活性化を促進します。【新規】

【環境県民局自然環境課】

- 自然公園は優れた自然の風景地として県民の保健、休養に資するとともに生物多様性の確保に寄与しています。自然公園を適切な整備・管理を実施することにより、利用の増進と保全の両立を図ります。【継続】

【環境県民局自然環境課】

- 地域の生物の理科の教材化など、地域の生物多様性を活用することにより地域の生態系への理解を深めるような教育を推進します。[拡充]

【環境県民局学事課，教育委員会】

表 4-30 行動計画 18 に関する取組

取組	行政	NPO等, 専門家・研究機関	県民等
地域の生物多様性の環境学習やエコツアーリズムへの活用	NPO等の活動を支援	八幡湿原自然再生事業地等の環境学習やエコツアーリズムへの活用	環境学習会やエコツアー等への参加
生物多様性の保全活動や恵みを活用した地域の取組	イベントの後援 事例のPR	・生物多様性に配慮した農業生産等への取組 ・生物多様性の保全や利用を活用した地域の活性化への取組	生物多様性に配慮した商品の購入
自然公園等の保全と適正な利用	自然公園等の適切な整備・管理	自然公園等の活用	自然公園等の適切な利用
地域の生物多様性の環境学習への活用	地域の生物多様性を活用した環境学習プログラムの作成	環境学習プログラムの作成・活用への協力	環境学習プログラムへの参加

